



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第311号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

一球入魂

日本列島は、灼熱の太陽と未曾有の豪雨に見舞われた厳しい夏となっています。酷暑を避けて、夏の風物詩全国高校野球大会の開会式は、はじめて夕方に開催されました。気象庁によると、群馬県伊勢崎市で41.8度の国内観測史上最高を記録したと発表しました。台風12号の突発的な鹿児島襲来には、これまで経験した事のない自然の気まぐれに驚かされました。西日本の夜空に巨大な火球が出現して、昼間のように明るく輝いて闇に消えていきました。神秘的な謎の光で、真夏の巷の会話は盛り上がりを見せました。

80年前の昭和20年8月6日広島へ9日日には長崎へ、原爆が投下されました。人類史上初めての原爆による攻撃で、21万人の命が奪われました。昨年12月核兵器廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会が、長く被爆体験を語り継ぎ核兵器のない世界を目指してきたことで、ノーベル平和賞を受賞しました。

日本は、中国・ロシア・北朝鮮という核武装した反日的な専制国家に囲まれていて、いつも核の脅威に晒されています。これまで同盟国米国の『核の傘』の下での防衛策に頼ってきました。いま米国ファーストを掲げるトランプ大統領の言動を見れば、破れた傘になっていく恐れが出てきています。核廃絶を願った人々の声は、専制国家の独裁者には届かないのです。核を持たない韓国・フィリピン・ベトナム・オーストラリア等と連携して国連の再強化を図り、さまざまな提案をし、国際社会で米国一辺倒でない日本を見せるチャンスかも知れません。

茶道裏千家の前家元千玄室さんが、終戦記念日を前にして102歳で亡くなりました。千さんは太平洋戦争中に学徒出陣で海軍航空隊に入隊し、特攻隊員となって出撃直前に敗戦をむかえました。『一盃(わん)からピースフルネス(平和)を』と、茶道を通じて世界平和を訴える活動を続けました。一步目分が引いて相手を尊重する茶の作法が共有されれば、戦争はなくなると伝え続けた一生でした。

40年前の8月12日、御巣鷹の尾根(群馬県)に日航機

目次

ごあいさつ “一球入魂”	…1P
税務カレンダー	…2P
2025年9月・10月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“令和7年分年末調整の変更点”	…4・5P
令和7年8月6日から的大雨に伴う災害に関する特別相談窓口の設置について	…6・7P
職員コラム 今月の担当: 此元 洋助	…7P
随想 “『記憶をつなぎ 未来をつむぐ』	
上川路 美恵野”	…8P

が墜落して日本では史上最悪の520人が亡くなりました。『…どうか仲良くがんばってママを助けて下さい…』と被害者が死の直前に手帳に書き留めた遺書は、父として子供達へ一番大切なものを残そうとしていて、今読んでも涙が出ます。日航の社員のほとんどが事故後の入社で、事故への安全への誓いが風化してきていないか危惧されていて、記憶の継承の再点検が肝要となっています。

サッカー元日本代表で、歴代最多通算75得点を記録した釜本邦茂さんが亡くなりました。1968年メキシコオリンピックで銅メダル獲得に貢献した活躍は、今でも語り草になっています。唯一無二の高度の技術を備えた、100年に一人の天才ストライカーでした。

イチローさんが、米大リーグのマリナーズなどで通算3089安打を放ち、アジア人として初めて米国野球殿堂入りを果たしました。走攻守で数々の金字塔を打ち立て、聖地で喝采を浴びました。また日米両国間の懸け橋としての役割や、求道者のような真摯な姿勢が称賛されました。「信念を貫けばどんな壁も乗り越えられます」と日頃の準備と継続の大切さを笑顔で語っていました。イチローさんの激励は、“一球入魂”で夢を追い続ける球児達に届いたのでしょうか。

(令和7年9月吉日)



2025年9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 	11	12	13
14	15 	16	17	18	19	20
21	22	23 	24	25	26	27
28	29	30 	10/1	10/2	10/3	10/4

〈7月決算会社申告書提出〉

9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

2025年10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10 	11
12	13 	14	15 	16	17	18
19	20 	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 	11/1

〈8月決算会社申告書提出〉

10月31日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告



10月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



10月15日まで

- ・特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において各都道府県・
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

2025年9月の経理・税務チェックリスト



Page 3
311 号

中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

2025年10月の経理・税務チェックリスト

3月決算法人の中間申告の準備

□ 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

税務調査への対応

□ 税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年の中でも調査が多い時期になります。いつ税務調査を受けても対応ができるように、資料などをきちんと準備しておきましょう。

最低賃金額の変更

□ 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。鹿児島県は11月1日から地域別最低賃金が1,026円になる見通しです。

会計・税務のQ & A！



テーマ『令和7年分年末調整の変更点』

令和7年分の年末調整では、基礎控除と給与所得控除の引き上げや特定親族特別控除の新設といった大きな変更点があります。これにより、多くの納税者に影響が及ぶことが予想され、また経理の担当者も各種控除の対象判定や資料の確認等が細かくなってきます。令和7年分の年末調整の変更点を確認し、スムーズに年末調整を終えられるよう、しっかりと準備していきましょう。

国税庁HP参照

令和7年分の変更点

給与所得控除の引き上げ

基礎控除の引き上げ

配偶者の所得

大学生年代の子の控除

所得要件の引き上げ

各種様式の変更

扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注1）が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

また、「特定親族特別控除」が創設されたため、19歳以上23歳未満の扶養親族の年収が103万円を超えても、150万円までは63万円の所得控除が受けられ、150万円を超えても188万円までは段階的な控除が適用されるようになりました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

（注）1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

年末調整への影響

令和7年度の改正で、課税ラインが大きく変更したことで、働き方が変わった方が多いと予想されます。控除のベースとなる「見込み年収額」をしっかりと確認しましょう。

「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

〔令和7年12月年末調整用〕

基礎控除申告書

配偶者控除等申告書

特定親族特別控除申告書

所得金額調整控除申告書

配偶者の見込み年収額はいくらになりそうか？

19歳以上23歳未満(12/31時点)の子供の見込み年収額がいくらになりそうか？

年末調整の流れ

～11月

扶養対象者の確認
給与台帳の整理
申請書の配布

12月

申請書の回収
年末調整の計算

1月

法定調書等の作成・提出

- ・令和7年分の所得税に関する改正概要を把握
- ・新たに控除の対象になる親族の把握
- ・「扶養控除等(異動)申告書」の内容に異動があった受給者の給与台帳等訂正
- ・扶養者の見込み額の証明書等必要な書類を早めに伝えておく
- ・申請書の配布

- ・申請書の回収
- ・年末調整の計算
- ・源泉徴収票の作成

- ・法定調書の作成・提出
- ・支払調書の作成・提出
- ・源泉徴収票の提出
- ・給与支払報告書の作成・提出

この改正は令和7年12月の年末調整から適用されます。海外勤務による国外転出・死亡による退職などで令和7年11月30日までに年末調整を行う場合は、改正前の方法(令和6年までの税制)で実施しますのでお気を付けください！

●令和7年分の「扶養控除等(異動)申告書」を前年度すでに回収している事業所は、扶養対象者に変更がないか再度確認をしましょう！

●見込み額を確認する方法の一つとして「給与支払見込証明書」があります。給与支払見込証明書とは、従業員に支払う給与の見込み額を示す書類のひとつです。企業に作成と交付が義務付けられている書類ではありませんが、従業員から発行を求められることがあります。給与支払見込証明書には法律で定められた書式はありませんが、従業員から作成を依頼された場合には、以下の項目を記載するようにしましょう。

雇用形態や給与支給形態、給与見込額を証明する期間、各月の給与・賞与等の支給見込額、給与や賞与等の支給見込額の総額、証明書発行の日付、企業の所在地、企業名、社印

令和7年8月6日からの大雨に伴う災害に関する特別相談窓口」の設置について

このたびの大雨で被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

鹿児島県では、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により事業活動に影響を受けた中小企業者等に対して金融支援を実施しています。また、鹿児島行政監視行政相談センターでは、個人の被災者の生活支援に関する情報を提供するとともに、問合せなど等も受け付けています。問い合わせ先等、まとめましたので、ぜひ活用ください。

【中小企業者への支援】

県中小企業融資制度などの金融相談について、次の相談窓口で相談を受け付けています

●県商工労働水産部中小企業支援課（金融係）

受付時間 8時30分～17時15分（ただし、土日・祝日を除く）

連絡先 住所：鹿児島市鴨池新町10-1

電話：099-286-2946

FAX：099-286-5576

鹿児島県信用保証協会

県下商工会議所

独）奄美群島振興開発基金

鹿児島県商工会連合会

鹿児島県中小企業団体中央会

等でも相談を受け付けています

●県企業中小融資制度による支援

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨について、令和7年8月7日に薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市に災害救助法が適用されたことに伴い、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨について被害を受けた中小企業者等は、「**緊急災害対策資金**」の利用が可能になりました。※当該災害で被害を受けた方であれば、県内全域が対象となります。

また、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により経営に影響を受けている中小企業者等は「**緊急経営対策資金**」が利用できます。いずれの資金も鹿児島県で1年以上の事業歴が必要です。

	緊急災害対策資金	緊急経営対策資金
融資対象者	次の要件に該当するもの ・災害救助法第2条の災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。） ・当該災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書が必要	最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関からの支援が確実に見込まれる者 (1) 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること (2) 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること (3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること
融資限度額	運転設備資金2,000万円 設備資金3,000万円	運転資金2,000万円 設備資金3,000万円
利率	1年以内年1.75% 1年超3年以内年1.95% 3年超5年以内年2.05% 5年超7年以内年2.25% 7年超10年以内年2.35%	1年以内年1.75% 1年超3年以内年1.95% 3年超5年以内年2.05% 5年超7年以内年2.25% 7年超10年以内年2.35%
窓口	商工会議所・商工会（組合は県中小企業団体中央会）、取扱金融機関	

詳細は鹿児島県HP「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により経営に影響を受けている中小企業者への支援について」にてご確認ください

【個人への支援】

鹿児島行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、お問合せなどを受け付けています

●鹿児島行政監視行政相談センター

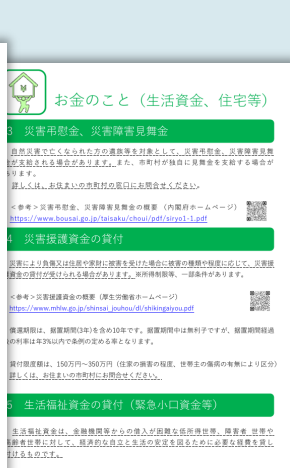
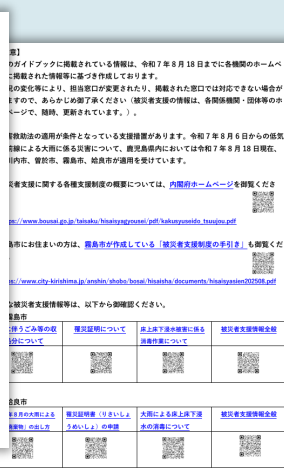
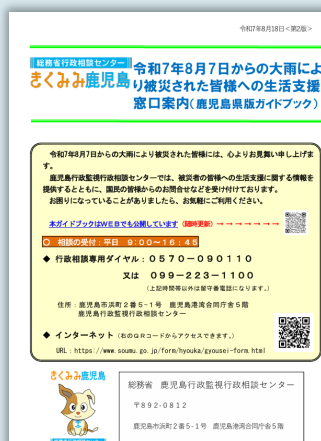
受付時間 平日 9時～16時45分

行政相談専用ダイヤル 0570-090110 又は 099-223-1100



●生活支援 窓口案内（鹿児島県版ガイドブック）の発行

各相談窓口、ゴミの収集や処分、消毒など住まいや身の回りに関する情報、役所の手続・公共料金や税金の特別措置に関する情報など被災者の皆様への生活支援に関する情報が掲載されています



●こちらのガイドブックは
総務省HP→
鹿児島行政監視行政相談センター
から見るができます

●こちらのQRコードからも
アクセス可能↓



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「陸上競技」

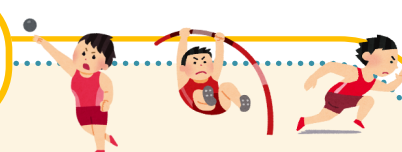
今月の担当：経営支援部 此元 洋助

今月は、9月13日（土）から21日（日）にかけて、東京都・国立競技場にて「世界陸上競技選手権大会（東京2025世界陸上）」が開催されます。世界中のトップアスリートが一堂に会し、熱戦を繰り広げるこの大会は、スポーツファンのみならず、多くの方々に感動と興奮を届けてくれることでしょう。

陸上競技には、短距離・長距離のトラック競技、走高跳や走幅跳などの跳躍競技、砲丸投げややり投げなどの投てき競技、そしてマラソンや競歩といった公道を使用する競技など、実に多彩な種目があります。いずれも「走る・跳ぶ・投げる」という人間の基本動作を極限まで高めたものであり、競技者の技術と精神力が凝縮された瞬間に、観る者の心が動かれます。

私自身、子どものクラブ活動を通じて陸上競技に関わっており、また陸上競技審判員の資格も有していることから、競技そのものだけでなく、運営に携わる役員の動きにも注目して観戦しています。陸上競技は一見すると地味に映るかもしれませんが、実際には多くの種目が同時進行で展開され、見どころにあふれています。

大会期間中は、テレビやインターネットでの中継も予定されております。ぜひこの機会に、陸上競技の奥深さと面白さに触れてみてはいかがでしょうか。





異常な暑さに包まれた8月、かつての記憶を呼び覚ますような豪雨に見舞われました。奇しくも日付も同じ8月6日。翌7日にかけて降り続いた大雨で川はあふれ、地面は崩れ、水道や交通網も大きな被害を受けました。被災した皆様にお見舞い申し上げます。

断水が続いているという報道に、かつての8月6日水害の時に、自宅が断水し、バケツを抱えて配水の列に並んだ記憶がよみがえりました。日々の暮らしには、飲み水や調理に必要な水以外にトイレやお風呂、洗濯などの生活用水がどれほど必要かを身をもって知った体験でした。

これほど欠かせない水も、蛇口をひねるだけで気軽に使っているといつかそれが当たり前前に感じてしまい、ありがたみが薄れてしまうのが「喉元過ぎれば熱さを忘れる」人間の心の悪い癖でしょう。

しかし、それでは事が済まないのが「平和」です。

戦後80年。幸い日本は、太平洋戦争以来、戦争を経験せずにここまでできました。今、それが当たり前になってしまっていないか、が懸念されています。「平和」が失われた時にどのような惨事が起こるのか、ということをも自分事としてとらえて、それを守り続けなければいけない、という強い思いを抱くためには、やはり<普通の人>の体験の承継が欠かせません。

今年の8月は、80年という節目ということもあり、戦争に関する報道が多くありました。今、実際の体験として語ることでできるのは、若くても80代半ばです。凄絶な体験だったため口を閉ざしていた方が、このままでは日本がまた過ちを繰り返すかもしれない、という危惧を抱いて、辛い記憶を掘り起こして語ってくれています。

私も<戦後>が既に遠くなってからの生まれですから、直接知っているわけではありません。迂闊なことに体験者の祖父母からそれほど詳しくは聞かないままになってしまいました。私自身も学び、また、子供たちへと承継するために、意識して様々な記録と一緒に見ることにしています。

今年は、南日本新聞の6月26日付の記事で知った「まんが少年、空を飛ぶ～特攻隊員・山崎祐則からの絵手紙～（山崎祐則/著 稲泉連/解説 偕成社）」を読みました。

空が大好きで飛行機に憧れていた祐則少年は、16歳で予科練に志願しました。厳しい訓練の様子を得意な漫画で描き家族に送り、わずか19歳で特攻隊員として飛び立ちました。遺されたユーモラスで愛らしい漫画からは、家族思いの優しい少年の面影が感じられます。平和な世であれば、たくさんの人に愛される漫画家になっていたのかもしれない。

ごく普通の少年が、当たり前前の日常も夢も未来も失っていく2年半の記録に胸が痛くなりました。この痛みは、戦争を知らない世代の私たちが、二度とこのような悲劇を繰り返さないための努力を惜しんではいけないということを教えてくれます。



「まんが少年、空を飛ぶ～特攻隊員・山崎祐則からの絵手紙～（山崎祐則/著 稲泉連/解説 偕成社）」表紙より

水道が、日々のメンテナンスで維持されているように、平和もまた、日々チェックし、ほころびがあればそれをつくろい、弱いところを強化して、社会全体で作り上げていくものなどと改めて思う昭和100年めの夏でした。



雷神は無慈悲ワイパー追いつかず

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

9月に入っても、連日暑い日が続いています。いくつかの海水浴場では、例年8月末に閉鎖するところを、9月に入っても延長して開設しているようです。

今年の夏(6～8月)の全国の平均気温は平年より2.36度高く、統計のある1898年以降で最も暑かったと発表されました。次の世代にこの状況を残さないためにも、気候変動対策の強化は必須であり、社会全体の仕組みを変えていくことももちろんですが、私たち一人ひとりがまずできることをしっかりと考え、実行していかなければと日々感じています。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 福留

相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

